

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 分科会の組織及び運営に関する規程

令和6年6月3日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）定款に定めるもののほか、分科会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 理事会は、下表の右欄に掲げる活動を行うため、協議会に同表の左欄に掲げる分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

名称	活動
モビリティ分科会	モビリティ分野における社会課題の調査及び先端技術を活用した当該課題の解決手法の検討及び提案に関すること
インフラ・都市デザイン分科会	インフラ・都市デザイン分野における社会課題の調査及び先端技術を活用した当該課題の解決手法の検討及び提案に関すること
医療福祉介護分科会	医療福祉介護分野における社会課題の調査及び先端技術を活用した当該課題の解決手法の検討及び提案に関すること
行政サービス分科会	行政サービス分野における社会課題の調査及び先端技術を活用した当該課題の解決手法の検討及び提案に関すること
データ連携基盤分科会	国家戦略特別区域法第28条第2項第1項に規定する国家戦略データ連携基盤整備事業に関すること、データ連携基盤の仕様及び運用方法の検討並びにデータ連携基盤の活用に関する技術的助言に関すること
グリーン分科会	グリーン分野における社会課題の調査及び先端技術を活用した当該課題の解決手法の検討及び提案に関すること

2 理事会は、各分科会における議論の進捗や新たな課題への対応の必要性等を踏まえ、分科会の新設、改編及び廃止を行う。

(分科会の組織)

第3条 分科会は、会員により構成する。

- 2 分科会を円滑に運営するため、各分科会にリーダー（以下「リーダー」という。）を置く。
- 3 リーダーは、分科会を構成する会員に所属する個人の中から互選により選出する。

(分科会の運営)

第4条 分科会の会議は、リーダーが招集し主催する。ただし、リーダーが不在の場合は、代表理事が招集し主催することができる。

- 2 2以上の分科会が連携して活動する必要があるとそれぞれの分科会のリーダーが認める場合は、分科会を合同で開催することができる。この場合において、当該分科会の会議は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、それぞれのリーダーが互選した者が主催する。
- 3 リーダーは、必要に応じて外部有識者に分科会の会議への出席を求めることができる。
- 4 各分科会の活動状況に関して、毎年度、理事会へ報告するものとする。

(参加登録)

第5条 会員は、分科会に参加しようとする場合は、その旨を理事会に届け出ることにより、その登録を受けなければならない。

(参加登録の取消し)

第6条 会員は、前項の登録を取り消そうとする場合は、その旨を理事会に届け出なければならない。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会定款第49条に規定する事務局が行う。

(改正及び廃止)

第8条 この規程は、理事会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

(運営要領)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年6月3日から施行する。

(臨時のリーダーの設置)

2 この規程の施行日後最初に開催される分科会の議事を主催するため、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により新たにリーダーが選出されるまでの間、理事会の決議により臨時にリーダーを置くことができる。